

○総務省告示第百九十三号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百五十条の三第二項の規定に基づき、同条第一項各号の有料放送の役務を次のとおり指定し、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年四月二十六日

総務大臣 山本 早苗

1 放送法（以下「法」という。）第百五十条の三第一項第一号の規定により指定する有料放送の役務は、移動受信地上基幹放送を契約の対象とする有料放送の役務（その提供に先立って対価の全部を受領するものを除く。）とする。

2 法第百五十条の三第一項第二号の規定により指定する有料放送の役務は、次に掲げるものとする。

- 一 衛星基幹放送を契約の対象とする有料放送の役務
- 二 衛星一般放送を契約の対象とする有料放送の役務
- 三 有線一般放送を契約の対象とする有料放送の役務